

確定申告は正しくお早めに

今年も申告の時期が近づいてきました。所得税の確定申告書は、平成29年2月16日～3月15日までに留萌税務署へ提出してください。羽幌町での受付は、次の日程となります。

申告の日程 (土・日・祝日は受付できません)		内容・地区	会場	受付日	受付時間
還付申告※1			役場 1階 相談室	1月23日(月) ～3月15日(水)※2	午前9:00～午後5:00
申告相談	焼尻地区	焼尻研修センター		1月30日(月) 1月31日(火)	午後1:00～午後5:00 午前9:00～午後5:00
	天売地区	天売研修センター		2月1日(水) 2月2日(木)	午後1:00～午後5:00 午前9:00～午後5:00
	市街地区	川北老人福祉センター		2月10日(金)	午前9:30～午後4:00※3
		役場 1階 相談室		2月16日(木) ～3月15日(水)	午前9:00～午後5:00

※1 年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談もできます。
 ※2 1月30日～2月3日は離島、2月10日は川北老人福祉センターで申告のため受付できません。
 ※3 昨年と時間が変わっていますので注意してください。

仕事の都合などで受付時間内に来られない場合は個別に対応しますので、役場財務課税務係(68-7002)へ事前にご連絡ください。

確定申告に必要なもの

- 共通
 - ・印鑑
 - ・マイナンバーカード①「または「通知カード②及び運転免許証等の身分証明書」



※今年から必要になります。

- ▼還付申告の場合
 - ・通帳(口座番号がわかるもの)
 - ▼給与所得者の場合
 - ・源泉徴収票
 - ▼年金所得者の場合
 - ・源泉徴収票(ハガキ)
 - ▼営業、不動産、農業、漁業の所得者
 - ・収支内訳書、必要経費を確認できる書類
- ※「収支内訳書」は、完成されたものをお持ちください。

各種控除を受ける場合の持ち物

- ▼医療費控除
 - ・医療費の領収書(病院、治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。)
- ▼配偶者・扶養控除
 - ・配偶者・扶養者の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- ▼社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除
 - ・領収書または控除証明書
- ▼障害者控除
 - ・障害者手帳または認定書
- ▼寄付金控除
 - ・領収書または証明書など

- ▼申告をすると税金が還付される方が納めすぎの方
 - ・源泉徴収や予定納税をした税金が納めすぎの方
 - ・医療費が10万円を超える方※
 - ・控除対象となる寄付が2千円を超える方
 - ・借入金等によって、住宅を取得または増改築した方(対象要件あり)

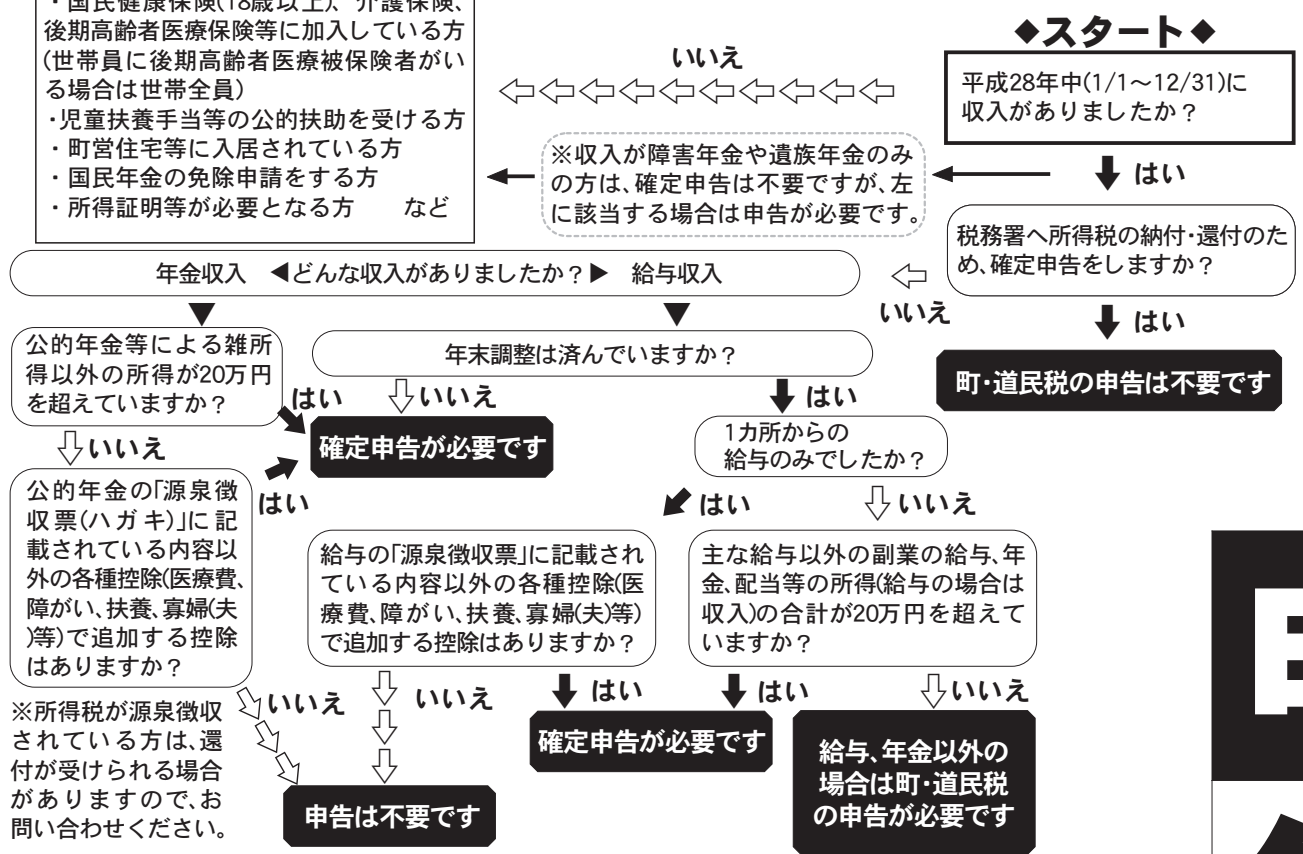
医療費控除について 控除額の計算式は以下のとおりです。参考してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline 1年間に支払った医療費の合計 \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline 保険金などで補てんされる金額 \\ \hline \end{array}
 - 10万円※
 = \begin{array}{|c|} \hline 医療費控除額(最高200万円) \\ \hline \end{array}$$

※所得が200万円未満の場合は、その5%
 例:所得150万円 → 10万円 × 7万5千円〇

確定申告

申告簡易フローチャート 判断 (参考にしてください)



税務署からのお知らせ

▼マイナンバー制度について
 マイナンバー制度が導入されたことに伴い、税務署へ提出いただく確定申告書等については、平成29年1月から、マイナンバー(個人番号)の記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

▼「確定申告書の作成」は国税庁ホームページをご利用ください。
 国税庁のHP「確定申告書等コーナー」で、「自宅のパソコン等から申告書を作成することが出来ます。はじめての方でも操作がしやすい画面となっておりますのでぜひご利用ください。

▼税務署確定申告会場の開設
 □期間 2月16日～3月15日
 ※土日、祝祭日を除く
 □時間 午前9時～午後5時
 □場所 留萌税務署
 (留萌市寿町3丁目19番地)

医療費控除の特例が始まります

平成28年度税制改正により、「スイッチOTC医薬品」を購入した場合の医療費控除(所得税・住民税)の特例が創設されました。

※スイッチOTC医薬品とは...
 医師の処方箋による医療用医薬品のうち、使用実績、副作用などの要件を満たし、一般用医薬品等として薬局等で販売が許可されたものです。
 今後、スイッチOTC医薬品のパッケージ等には対象である表示がされる予定です。薬局、ドラッグストア等で市販薬を購入された場合は、申告に備えて領収証を保管しましょう。

▼スイッチOTC医薬品の購入期間
 平成29年1月1日～
 平成33年12月31日

▼対象者
 健康維持増進および疾病予防のため、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けていて、スイッチOTC医薬品を購入した個人(その配偶者および生計を同一にする親族も対象)。

▼控除の内容
 スイッチOTC医薬品の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合、その超えた金額について控除されます。(控除額8万8千円が限度)

※現行の医療費控除と併用はできません。

忘れずに申告を！
 収入が無い旨の申告が必要です(町・道民税の申告)

- ・国民健康保険(18歳以上)、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方(世帯員に後期高齢者医療被保険者がいる場合は世帯全員)
- ・児童扶養手当等の公的扶助を受ける方
- ・町営住宅等に入居されている方
- ・国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明等が必要となる方 など